○厚生労働省告示第百二十六号

関する法律 五 号) 医薬 第 四 品、 · 第 四 + 医 療 九 条第 機 十九条第 器 等 項 O品 \mathcal{O} 規 質、 項 定に \mathcal{O} 有 規 . 基 づ 定に 効 性 き、 基づき厚生労働 及び安全性 医 薬 品、 \mathcal{O} 確 医 保等 大 療 臣 機 器等 \mathcal{O} に関する法律 指定する \mathcal{O} 品 る医 質、 薬品 有 昭 効 性 和三十五 (平 成 及 \mathcal{U} 十七 安 全 年 年 性 法 厚 律 \mathcal{O} 生労働 第 確 保 百 等 兀 十 省 に

平成三十年三月二十三日

告示第二十四号)

 \mathcal{O}

部を次

0

表

 \mathcal{O}

ように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)